

## 規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第二十号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第十条第三項第四号に掲げる職員から引き続き会計年度任用職員となつた場合における当該職員の令和三年六月の期末手当の支給については、なお従前の例による。